

半田正夫教授最終講義

「民法と著作権法のはざまに生きて——私の履歴——」

半 田 正 夫

【司会・江泉】 これから我々の大先輩であり、そして学長としても大活躍をなさった半田先生の最終講義をお願いしたいと思います。恒例ですが、最終講義にあたつては、多くの皆さんに参加してもらいました。卒業生の方を含めて大勢の方に集まっていたいただき感謝いたしております。最初に学部長から半田先生の人となり、あるいは学問における業績を紹介していただいた後、講義に入っていきたいと思います。では学部長お願いいたします。

【山崎】 今司会のほうからありましたように、今日半田先生におかれましては最終講義の日を迎えておられます。私は今、冒頭にごく簡単なお礼を申し上げるべくこの席に立っておりますけれども、同じく民法を担当する者として、大変に深い感慨を持っております。

半田先生は、実用法学の研究者として、大学人として、長きにわたってお過ごしになっておりましたが、私の思うところ、まさに我々に範をお示しになられながら長き大学人としての生活を進めてこられたと思います。今日の最

終講義の表題に、民法と著作権法のはざまに生きてとあります。まさに先生のご専門の民法、それから著作権両方に大きなご活躍をなさってられました。

私は民法につきましても、いわんや著作権につきましても、先生のお仕事ぶりにつきまして何か評するという立場にはございません。しかし私自身としてどう大学人としてあるべきかということを考えたときに、先ほど申しましたように、こうあつたらよい、こうあるべきではないかということをお示しくださった。それは次のような意味においてであります。まずなにより研究者であります。しっかりと基礎研究が踏まえられていなければならない。これにつきまして、民法についても、著作権についても、そのようになさっておられます。

民法につきましては、二重譲渡についての理論的な説明をなさいました。私はよく教室でも話題にしますけれども、先生は公定力という考え方でこの問題を説明するというお立場に立ち、これを鮮明に展開されてこられたと思います。このあり方は物権の排他性、それから意思主義という物権変動についての考え方、それから対抗問題をどう理論的に、整合的に説明するかということ、また条文に沿って説明するかというような意味で、言葉の真の意味においてドグマティックをなさっていると思います。しかもこのあり方は単に理屈として説明がついた他のものと並んで示されているということではなく、他説とは異なる結論を導くという意味で、非常に実践的な提案になっているという意味で、学界において非常にすばらしいご研究と評されております。

また著作権につきましても、著作権というものをそもそもどういうものとしてとらえるか。これについては人格権と財産権的な要素を持ったものとして統合的に説明するということでお始めにされました。こういう基礎的なしっかりしたご研究から始められている。そしてその後諸説の展開、あるいは社会経済的な状況の変化といったものに、

また外国の法制度、理論の展開に沿って議論をそれぞれについてお進めになってこられているということです。御高著『著作権概説』は、第一一版を重ねています。アナログ時代からデジタルの時代へというふうに、これに即応した著作権法の議論の展開をまさに先頭切って進めてこられたと思います。

これだけですとまだ学問世界のことということになってしまふかと思うんですが、このようなご業績を社会に向けて発信なさる。そしてさまざまな制度展開に大きな貢献をなさる。つまりなさってこられたことが実務に対して非常に大きな意味を持ち、影響を与えるということであります。ご承知のように、先生は著作権の審議会でご活躍をなさり、大きな影響を及ぼしてこられてきているわけですが、そのようなご活躍こそがそのことを示しますし、またそのことは文部科学大臣からの表彰というかたちで実を結んでいるということがございます。

このようにしっかりとした基礎研究をなさり、そしてさまざまな状況の展開に即応した理論の展開を図られ、そしてそれが実務にも影響を与えていくという意味で、研究の面で私たちにとつてあるべき姿をお示しくだしました。このことは教育、それから学内行政にかかるお仕事にもみられるということでもあります。たとえば、私はうらやましく思うのですが、授業評価を受けましても、私などには非常に辛口の評価がありますところ、半田先生のご講義につきましては、先生の講義はともいいという話しか聞かない。どうなさっているんだろう。おそらく研究を踏まえた教育を常にお考えなのだろうと思いますけれども、しかし教室の場で何を教えることにするかということについてきちんと深く考えられ、そしてそれを実践されているということが、わかりやすい、つまり学生にとつて非常にありがたい、評価の高い講義に結びついているのだろうと思うわけです。そんなふうに実用法学について研究なさっている大学人として、私たちにこうあったらいいという範を長きにわたってお示しくださった。その意味で深く感謝申し上げます。

たいと思うわけでございます。

実はこの最終講義がこの大学における最後の講義というわけではございませんで、後ほどお話があるかと思いますが、けれども、法科大学院につきましてもいろいろご指導いただくといいことがございます。そういう意味で今後ともご支援をいただかなければなりませんし、また何より長きにわたってこの大学にいらっしゃった先生として、私どもを叱咤するというごこととお見守りいただきたいと思っています。このような席ではなはだ恐縮ではありますが私ども、そのことをぜひともお願いしたいと思っています。そうはいましても、とにかく長きにわたってやってこられました。どうぞほんの束の末であってもご休息、ご自愛いただいたうえで、またさまざまお力添えをいただければありがたいと思います。先生どうもありがとうございました。(拍手)

【江泉】 山崎さんは学部長としていろいろなことをお伝えしたかったんだろーと思いますし、同じ研究者としていろいろ見習う部分があつて、ついつい長くなつてしまつたんだと思いますが、続きまして法学部の教員と学生の組織としての法学会長の神長教授にごあいさつしたいと思います。ではよろしくお願いいたします。

【神長】 法学会長の神長です。今日は法学部と法学会の共催ということでございますので簡単にごあいさつ申し上げます。

実は私は個人的な感慨もございます。もうはるか三十数年前、私は半田教授と一緒にこの青学の法学部に赴任したんです。私は大学院出たての、やせこけたヒョロヒョロ、半田教授はもうすでに中堅として大活躍の頃でした。なつかしいです。それにしましても教師として、山崎さんもちょっとおっしゃっていましたが、さっそうと青学にデビューしてから、学生のあいだの評判が大変に高まりまして、とくに女子学生の授業の評価が大変で、格好いい、上着を

脱いでワイシャツ姿がたまらないという評判でした。でもそれは表面的な話で、内容は当時の民法、物権、それから著作権法の話に及んで、現実の問題をドンとつかまえて学生に迫ってくる。大変な評判でした。うらやましい限りでした。

そういう講義を大学教師も聞きたいなと思うんです。先ほども、今日おみえになっている奥様にお話し申し上げたんですけれども、私はその評判の半田教授の講義をうかがうのは今日が初めてなんです。非常に楽しみにしております。今日は上着を脱がれますか。本当に楽しみにしているんです。よろしく願います。

それにしても当時五人、半田先生と私と、あと三人の方がおみえになったんですが、そのうち二人がもう故人になりました。半田さん、ですから我々は長生きしてこれから楽しくやりましょう。

今度は法学会長に戻ります。今日ここで講演いただく最終講義は三月二五日刊行を予定しております『青山法学論集』に掲載する予定ですので、またこの後もお楽しみに。今日は文字ではなくて生身の半田先生の最終講義を楽しみたいと思います。それでは私も皆さん方と一緒に半田さんの最終講義、「民法と著作権法のはざまに生きて」をたっぷりおうかがいしたいと思います。よろしく願います。（拍手）

【江泉】 それではいよいよ本番の半田先生による講義、「民法と著作権法のはざまに生きて」という題でお話しいただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

【半田】 本日は山崎法学部長先生、それから神長法学会長先生、その他法学部の同僚の方々たくさん来ていただいております。それから卒業生の方々、OB会の方々、それから全く本学とは関係はないが私が個人的によく知っている夏目さん他の方々もたくさん来ていらっしやいます。私ごときのためにこのようにたくさんの方にお越しいただきま

して、本当にありがとうございます。心から御礼申し上げたいと思います。

私は教壇に立ちまして、今年でちょうど四〇年になります。そして青学に来てから三三年になります。これが教壇に立つ最後かと思いますが、感慨ひとしおのものがございます。最終講義ということで何をお話ししようかあれこれいぶん迷ったわけです。先生によりましては非常に格調の高いお話をされる方もいらっしゃいますし、また淡々と一年間の講義の最後というそれだけでお話をなさるという方もいらっしゃいます。私はいろいろ考えまして、私のこれまでの来し方をずっと振り返ってみますと、今日のタイトルにありますように、民法と著作権法のあいだをウロウロウロウロして、それでここまで来たという感じがするわけであります。

そこで今日はあえてそういうことに戻りまして、民法と著作権法のはざまに生きてという、極めて格調の低いタイトルにいたしました。私が今までいったい何を考え、どのようなことをしてきたのか。そういった事柄の一端をお話ししまして、とくに若い皆さん方が何かそこで参考になるものがあれば、あるいは心に留めていただけるものがあれば、それで幸いということで終わりにしたいと考えたわけです。そこでお手元のレジュメにありますように、「民法と著作権法のはざまに生きて—私の履歴—」というかたちで、こういう内容でお話をさせていただきたいと考えた次第であります。

私の小さい頃の思い出とか、あるいは私の父親に対する深い愛情と申しましょうか、尊敬の気持ちといったものにつきましては、もうすでに本学法学部の『法ゼミ誌報』に何回か書いておりますので、そういったことはすべて割愛させていただきます。私が民法の研究者を志したところから始めさせていただきたいと思います。

私の出身大学は北海道大学でして、大学の三年生になったときに初めてゼミを取りました。三年、四年連続して取

ったわけですが、三、四年合同のゼミがありました。民法と刑法と二つ取っていたわけですが、とくに印象が強いのは民法のゼミでした。私の担当しています民法のゼミは、今でもご存命で、活躍していらっしゃいますが、比較法という学問分野を樹立しました五十嵐清という先生です。五十嵐先生はその当時若千二五歳で、国立大学で初めて最少で助教教授になったという方でして、東大の法学部をトップで卒業されて助手になり、それからすぐ北大に赴任されたという方でした。

そういう先生でありましたために非常に厳しい先生でした。我々は恐れていたわけですが、そのゼミをあえて選んで入ったわけです。最初に私がその先生に指名されてある報告を担当させられました。今考えますと、遺言の効力についての問題でして、たしか無効行為の転換に関するものだったと記憶しております。その判例を一つ与えられまして、これをやれというわけです。

今でしたら文献の参照、それから判例などについても非常に手軽なデータベースなどがありまして、調べることができるかと思いますが、当時はそういうものは全くありませんので、図書館に入り込んで一冊一冊文献を探し当てるというところから始めていかなければいけない状態であった時期です。私はその発表の準備に一月月費やしました。文献を集め、判例を集めるというところからスタートしまして、それを分析し、そして自分なりの意見、何か独創的な意見を述べようと考えまして、毎日そのことを考え続けました。そして一つのアイデアを思いつきまして、それに基づいて原稿を作り、そしてそれを何回も読んで暗証し、そしてうちで予行演習をやりまして、一か月準備に費やして発表の場に臨んだわけです。

そして教壇に上がって黒板に向かって説明を始めて、ちょうど三〇分説明しました。そのとき先生がおっしゃった

言葉は、極めて独創的な見解である。これがほめた言葉なのかどうなのかわかりませんが、私はほめた言葉というふうに受け止めたわけでして、あの先生にこういうことを言われたということであつと自信を持ちまして、それで研究者の道を選ぶうと考えたわけです。

当然のようにその先生から評価を受けたので、その先生のもとで民法の研究をしていこうと考えたわけでして、大学院の試験を受験しました。大学院の試験はドイツ語、英語、それから民法、商法、民事訴訟法の五科目でした。民事法専攻でしたので、その五科目でした。成績はわりとよかったようでして、私自身も自信があつたわけです。ところが本来は不合格になるはずだったんです。と申しますのは、入学試験というのは学力試験と健康診断と両方があつて初めて合格が決まるわけです。ところが健康診断でひっかかってしまつたんです。私は全く自覚していませんでしたけれども、実は胸部疾患、つまり当時肺結核にかかつていたわけです。

これは全く自覚症状はないんです。レントゲン写真を撮つて初めて発見されるというものでした。レントゲン写真で左上葉に空洞があるということが発見されて、本来であれば不合格になるはずでした。ところが先生方が非常に心配されまして、不合格になれば要するに浪人になります。就職もしておりません。そうなりますと健康保険が全く効かないということになります。

今もそうかもしれませんが、胸部疾患、肺結核というのは治療に非常に長い期間かかります。薬で治そうとすれば何年もかかるわけです。薬代が膨大にかかります。さらにはレントゲン写真を毎月ごとにたくさん撮らなければいけません。それもずいぶんとお金がかかるわけです。それでかわいそうだ。学生の身分があれば学校の診療所がただで使えるわけです。そういったことで先生方の下した結論は、入学を許可する。ただし、即日休学を命ずるということ

でした。したがって私は四月一日に大学院に入学すると同時に、その日付でもって休学を命ぜられたわけです。一応学生の身分を取得して休学ということになりました。

直ちに北大病院に入院しまして、それで三者併用といいますが、ストレプトマイシンの注射を打ち、その他飲み薬を二種類飲む。毎日毎日浴びるほど飲むんです。そういうことをやりまして、三か月静養したら薬がずっと効きまして、その空洞がグツと小さくなったんです。そこで私は、同期の連中が大学院に入ってから勉強しているのを横目で見ておりまして、半ばあせりがありまして、それでこれだけよくなったんだから退院させてくれと医者にお願ひして退院させてもらって復学しました。

ちよつと無理をするともた悪化する。そういうことを二、三度繰り返しました。そしてついに、その当時宮崎孝次郎という大先生がいて、その先生に怒られたんです。そんなことやっていたら一生だめになってしまう。徹底的に治せという命令がありました。それで思い切つて私は手術をすることにしたわけです。左上葉切除という手術をやることにしました。そのことを決めてからその先生のところへ行きまして、そういう手術をすることにしましたと報告しましたら、その先生は青くなりまして、そこまですることはないと言われました。何かあったら困ると思つたんでしょう。しかし思い切つてその手術をやりまして、それがうまくいつて完全に治りました。そのために、実は本来ですと大学院の修士課程を二年間で終わるところを、往復の四年間いたということになるわけです。

その四年間をかけて民法に関する論文を書きました。相当因果関係の問題でした。損害賠償範囲における相当因果関係の理論を書きました。しかしそれは先生からテーマを与えられてやったわけであって、私は初めからあまり乗り気ではなかったわけです。しかしながらなんとかたかさんの判例を集め、ドイツの文献も読み、そして一応書いたわけ

ですが、それができたときにちょうどまた東大の平井助教授が同じようなところを書いて大きな論文を発表しました。したがって私は発表のチャンスを失ったことになるわけです。

そうこうしているうちに修士課程も終わりました、なんとかして研究者として残りたいと思っていましたら、私の恩師であります五十嵐先生が助手として残らないかといってくれました。いわば私を救ってくれたんだろうと思います。それで五十嵐先生のもとで助手になりました。助手になりましたけれども、五十嵐先生は、私は東大の山田という有名なドイツ法の大家の先生のもとで助手にいた。しかしその先生は自分に対しては何の指示もしなかった。だいたい助手というのは大先生の世話一切をやる。先生が論文を書く場合の下調べから何から一切やるというのが普通の手の仕事であるわけです。

ところが五十嵐先生はその恩師の山田先生からは一切何の仕事も与えられなかった。自分の思うがまま自由に勉強しなさいと言ってくれた。おかげで自分は自由な研究ができた。したがって私も同じことを君に對してやりたい。だから自分の好きなことをやってよろしいということで、何のテーマも与えられない。何をやってもいいということで時間だけが与えられたわけです。

時間が与えられましたけれども、何をやってもよろしいとなりますとまた困ってしまうんです。当時民法は我妻栄という大先生がおりました、我妻民法学が我々にとっては一種のバイブルと言われていた時期です。我々のあいだで議論していきまして、誰かが我妻先生がこう言っているというふうに言いますと、あと誰も発言する人がいないというぐらい我妻先生の言葉はバイブルであって、それを犯すことすらはばかれるといった状況でした。

したがって私は民法を選んだものの、我妻大先生のあの理論を抜くなんていうことはとうていできっこない、

では民法でいったい何をやればいいのかと思い悩みました。それで助手になったものの、何をやっていいかわからずに毎日図書館の暗い書庫の中をウロウロしているという状況がしばらく続きました。そのときにふと書庫の暗い一隅に光がさしたというふうに今では思っているわけですが、ひとときわ新しく、明るく見えた本があつたんです。

よくよく考えてみますと、それは誰も手をつけていない本だったからこそ、しかも白いカヴァーのかかっていた本だったからこそ目立つたのかもしれない。しかしながら私にはそこに光があたったような感じがしました。いわば天の啓示ではないか、神様のお導きではないかという感じを受けた本にぶつかったわけです。目が止まったわけです。それが実はウルマーというドイツの著名な学者の手になる著作権法に関する体系書であつたわけです。

それでその本を開いてみました。著作権の著の字もわからない私でしたけれども、開いてみしたら、そこで目に飛び込んできた文字があります。著作権というのは財産権と人格権とが融合した一個の権利であるという文章にぶつかったわけです。極めて大きな衝撃を受けました。民法では財産権と人格権は水と油の権利で、決して融合することはない。財産権は、ご承知のように他人に譲渡することもできるし、相続することもできる。ところが人格権というのは一身専属的なものであつて、他人に譲り渡すこともできない、相続するということもあり得ない。そういう権利であつて、したがって財産権と人格権は決して融合することはないものとして理解されているわけです。ところがそのウルマーは、著作権はその両者が混然一体となつた一個の権利であると書いてあるわけですから、まさに目からうろこが落ちたという感じがしました。

五十嵐先生がちょうど博士論文を書いているときで、人格権に関する論文を書いていまして、頼まれて清書の一部を担当していたこともありまして、人格権という言葉にふと目が止まって、そしてそこを見ていたら、今言つた文章

が飛び込んできたわけです。今まで民法の常識では財産権と人格権は全く別個の権利である。誰もがそれに異論を差しさむことはないものであったはずなのに、民法以外のところではそういう常識を破るような考え方を述べる人がいる。これは極めて面白い。

民法の中にいたのではわからないことが外から見ればわかるかもしれない。ちょうど地球上の事柄は地球の中にはわからない。宇宙船で地球の外に飛び出て地球を見れば、地球というのはどういうものかがわかる。まさにそういうことではないかと思ひまして、では少し著作権の勉強をしてみよう。著作権の勉強をすることによって民法に何らかのヒントが与えられるならばというつもりで著作権の勉強を始めていったわけです。

ところが日本の著作権の知識は全くない。第一日本の著作権に関する文献はろくなものがない。実務家が書いた薄っぺらいものがちよつとあるぐらいでろくなものはないという時代でした。ウルマーの書いている本は極めてきれいなドイツ語で非常に体系的に書かれている本です。ドイツ語としては非常に読みやすい本です。ですけれども著作権の知識が全くなく、いきなりドイツの著作権の本を読むという非常にばかげたことを始めたわけですので、言葉がわからない。だいたいこういうことを言っているんだろうと思うけれども、その単語の適訳が日本語にはない。そういうことに至るところでぶつかりました。

そういう場合には自分で言葉を造語していかなければいけない。ちょうど杉田玄白が『解体新書』とか『蘭学事始』のときに翻訳するにあたっていろいろ苦労して、日本語に適訳がないので自分で言葉を発明していったと言われていますが、まさに同じようなことをそのときに味わったわけです。そうやって苦労したこともありまして、私がそのときに日本語に造語したものが今でも一般にかなり使われている著作権関係の専門語がたくさんあります。

さて、そうやっていろいろ苦勞してドイツ語の本を読み、またいろいろな文献なども買い集めました。助手の身分です、確かあの頃で給料は一万五〇〇〇円ぐらいだった記憶があるんですが、その時期に一万円ぐらいの本を買うわけです。今日は女房が来ていますけれども、女房にお願いして買いました。助手の身分では大学ではまだ本を買ってくれません。したがって必要なものは自分でそろえなければいけない。そういうことでかなり無理をしていろいろ集めました。当時はおそらく日本で一番著作権に関する外国の文献を持っている人が私ではなかったかという気がします。

さて、こういう苦勞をしまして、著作権の基礎理論を作り上げたわけです。これが「著作権の一元的構成」という論文です。これをわずか2年そこそこのあいだに書き上げたわけですが、もうそれこそ朝から晩まで、夜寝るときまで一つのことを考え続けるという毎日でした。寝るときには枕元にメモ用紙を置きまして、思いついたらすぐ書くというようなことをやっていました。絶えず一つのことを朝から晩まで考えていますと、そういうことを考えていなくても頭の隅に何か残っているとみえまして、とんでもないときにフツというアイデアが思いつくということをそのときに初めてわかりました。そういうアイデアの積み重ねをため込んで書いたのが「著作権の一元的構成」という論文でした。結局これによって法学博士の学位を取ることができたわけです。

こう言ってしまうと極めて簡単ですが、実はこの論文を書く際も、こんなことをやっていたいんだらうか。著作権なんて誰も見向きもしないものをやっていて、果たして何か役に立つんだらうかという気持ちに絶えずとらわれました。しかしそのたびごとに、いや、これはいずれは民法のほうに役に立つかもしれないということと、それから私の恩師の一人ですが、小山昇という民事訴訟法の大先生がちょうど北大にまだ若手でおられまして、この先生が、

とにかくおまえたちは何か他の人がやらないことをやれ。どんな小さなことでもいい。そしてその問題についてはオースリティーになれ。誰にも負けないものを作り出せと言われたことを絶えず思い出し、果たしてこれが身にならなくても、著作権については我が国においては自分だけしかできない、自分だけのものであると思ひ込むようにしてその研究を続けていったという記憶がございました。

この論文を書き終わって学位を取ったとほぼ時を同じくしまして、幸いなことに我が国の著作権法が全面改正されて、それが施行されたわけです。これが昭和四十六年でした。それ以後は著作権の研究者が極めて少ないということもありまして、にわかに私がブームに乗ったということがあるかと思ひます。一生懸命やっていたらどこかで救われることがあるなということを、この事柄によって強く思ったような次第であります。

さてこのような著作権についての勉強をしていたことは民法の研究においてもかなり役に立ちました。先ほど申しましたように、民法の中にいたのではわからない。民法の外に行けば民法を客観的にながめられて、そして民法の中では気づかなかった新しい問題を発見できるのではないかと思ひてそもそもスタートしたわけですが、果たしてそのようなことが起きました。つまり民法から外れて他のほうの分野に行ったがために、民法のほうに目を向けたときにかなりゆとりのある目で見ることができるようになったといひましょうか、客観的に見られるようになったといひましょうか、そういうことが言えるかと思ひます。

そこでまず私が民法関係で取り上げたのは不動産の二重譲渡に関する問題でした。当時私は民法の講義をやっていました、学生から素朴な質問がありまして、それに答えられなかったところからスタートしたわけです。つまりAが所有している不動産をAがBに譲渡した。さらにAがCに譲渡する。二重譲渡です。BとCは先に登記をした

ほうが勝つ。これは講義ではどの先生もおっしゃるわけです。

ところが二重譲渡というのはそもそもなぜ成立するんですかという質問があったわけです。つまりAからBに所有権を譲渡するとAは所有権を持っていないではないか。持っていない所有権をAがCに譲渡するということはあり得ない。したがってBとCの戦いはBが勝つに決まっている。そもそも二重譲渡というのはないわけですから、登記が出るまでもなくBが勝つに決まっているではないかという質問でした。

まさに言われてみればそのとおりになるわけでして、なぜ二重譲渡が成立するのかということについての明確な回答はどの本を見ても書いてありません。民法の一七六条では物権変動の意思表示についての規定があります。意思表示によって物権は移転する。物権変動が生ずる。所有権もAからBへの譲渡は所有権移転の合意があれば移転するわけです。登記が必要であるとはどこにも書いてないわけです。

一七七条では登記をしなければ物権変動を第三者に対抗できないと書いています。したがってAからBに所有権移転の合意があつて移転したならばBが所有者で、Aは所有権を持っていないはずで、ないものがCに移転できるはずがない。つまり二重譲渡は成立するはずがない。そういう質問はごくごく自然な質問だろうと思います。ところがどの本を見ても一七七条の物権変動、第三者に対抗するためには登記が必要であるということの意味については、必ず二重譲渡を例に挙げて説明しています。つまり二重譲渡は当然に成立するという前提のもとに解説しているわけです。

これは決して最近の教科書だけがそうなっているわけではありませんで、立法当時のときにもその法典調査会の記録を見ますと、一七七条の登記をしなければ第三者には対抗できないということはどういう意味ですかという議員の

質問に対して、立法者はたとえばということで二重譲渡を挙げて、AからBに譲渡する。AからCに譲渡する。そうした場合には先に登記をした者が勝つという意味でございましていうふうに説明しているわけです。つまり立法者自身が二重譲渡は当然に成立するという前提のもとでこの一七七条問題を説明しているわけです。ですからすべての学者が二重譲渡は当然成立するという前提で説明しているのは当たり前といえども当たり前なんです。

しかしながらごくごく純粹に民法では物権と債権は財産権の中でも両者は全くかみ合わない峻別されるものだととらえられています。もともと物権、債権の中にはかなり両者が接近しているものもありますけれども、典型的な物権である所有権は典型的な債権である金銭債権とは完全に違うわけです。片方は排他性があり、片方はない。片方は絶対的効力がある。片方はない。そういう違いがあるわけで、そういう説明を最初にしながら二重譲渡が成立するということを臆面もなく教科書は述べているわけです。

二重譲渡はなぜ成立するかという質問に対してすら答えようとしていない。ある大先生は、AからBに所有権が移転したならばAは無権利者である。したがってない権利をAがCに譲渡することはできないというようななかげた考え方を持つ者がいるが、そんなことを考えること自体おかしいということではねつけています。つまり二重譲渡が成立するということに疑問を持つことに対して、初心者の疑問をもう初めから受け付けないという態度を示しているわけです。これはそもそもおかしいのではないか。そういう初心者の持つ素朴な疑問に答えてこそ、初めて本当の学問と言えるのではなからうかと考えたわけです。

ではいったいなぜ二重譲渡は成立するのか。一七七条から二重譲渡の問題を外してしまいますと、一七七条の存在意味はほとんどなくなるわけです。それぐらい二重譲渡は一七七条の一番中核となる問題であつたわけです。したが

つて一七七条が二重譲渡が成立するという前提のもとに置かれているものであるならば、二重譲渡が成立するという何を何らかのかたちで説明していかねばいけないのではないか。そういったことで悪意者排除の考え方、先ほど山崎先生が公信力説という言葉を用いましたが、そういう考え方を採用したわけです。ここではごく専門的な話になりますので、これ以上この問題については触れませんが、私は至るところでこの問題については書きましたので、もし興味のある方はそれをご覧くださいと思います。

実は一七七条の「第三者」の範囲について当時は背信的悪意者排除説が大流行でして、我々はそれに対して悪意者排除の考え方を取ったわけですが、私と行き方は違いますが、結論的にはほぼ同じだったのが早稲田の篠塚昭次教授、それから神戸大学の石田喜久夫教授でして、この三人がいわば公信力説と当時呼ばれていたわけです。

我々は極めて少数説ですので、私は一回論文を書いて、そればかりで終わりにすることなく、しつこくしつこくチャンスが与えられるたびごとにその理論を説明しました。実はこの考え方を論文に書いて、自分の恩師の五十嵐先生に見せたときに、五十嵐先生は読まれて、しばらく黙っておられました。それで述べた言葉は、私はこれだいいと思うけれども、しかし学会でどういう評価を受けるかわからないよ。痛烈な批判を受けるかもしれないわも、それでもよかったら発表しなさいと言われました。私はずいぶん迷いました。しかし若い間は失うものはないわけですので、怖さ知らずであえてやってみよう。あえて発表してみようということでそれを発表したわけです。のるかそるかでした。もし手ひどい非難を受けますと、もう民法学者としては立っていけないというものでした。通説に真つ向から反対したわけですから。

ところが幸いなことに東大以外の大学の先生方からかなり好意的な評価を受けました。それに勢いを得て私は同じ

ような主張を繰り返して述べたわけです。一回書くだけではだめだ。その頃まだ私は北海道にいましたので、地方に住む一研究者の一回書いた論文などというものはすぐ忘れ去られてしまう。数多く打たなくてはだめだ。下手な鉄砲も数撃ちゃ当たるといって、チャンスをとらえて同じような主張をいろいろなものに書きました。そういつたことが目に止まりまして、先ほど申しました早稲田の篠塚教授や神戸大学の石田教授とも連携を取って、同じような主張を我々は少数ながらやるようになったわけです。

それが昭和四十九年ですが、今も忘れもしませんが、日本私法学会という民法関係の大きな学会があります。二日間やるんですが、その一日がシンポジウムにあてられまして、昭和四十九年のシンポジウムのときには「不動産物権変動と登記の意義」というのがテーマになりまして、我々のこの学説と通説のいわば対決の場が与えられることになりました。ここで私は大いに自分の意見を主張しました。篠塚教授も同じように主張しました。たまたま石田喜久夫教授は他の用事があって学会に出席していませんで、結局公信用説を主張する者は我々二人しかいなかったんですが、東大の星野教授がいわば通説側でして、激しくやり合いました。

学会でこれほど激しく意見の対立で議論を戦わせたということはかつて例がなかったのではないか。だいたい学会というところは顔見世興業で終わる。あまり真剣な議論をしないのが通例ですが、このときばかりは私たちは一歩も後に引き下がりませんで、かみついて、ずいぶんと争いました。司会をやつてくださったのが東北大学の幾代通教授ですが、非常に温厚な方でして、最後には、私は初めは通説のほうがいいと思っていたけれども、今これを聞いた後、かなり公信用説に対しても理解を示すようになったということを発言してくれまして、がんばってよかったなという感じをその時持ったわけです。

その後我々の考え方に近い、あるいは我々の考え方を踏まえた上で、若い人たちが次々と我々といたい方向を同じくするような論文を書く人がたくさん現れてきまして、私としてはやってよかったな。一部の権威者に学会が牛耳られていない。若い者もがんばればなんとかやっていけるといっつけを作ったことになるのではなからうかと思っております。

実は民法が作られてから一〇〇年を経過しまして、その一〇〇年たったということを記念して、ある出版社が『民法学説百年史』という膨大な本を作りました。そこでは今までの民法の学説の中で今までの学説を大きく変えた、あるいは判例を大きく変えたいわば転換点となるような代表的な論文を一五〇ぐらい挙げて、それぞれ解説を施すという本でしたが、その中に私の若い頃のその一編が載っていました、民法のほうでも一つ私の区切りがついたかなという気がしたわけです。

さて、著作権法の勉強をやっていたおかげをもちまして、新しく昭和四六年に著作権法ができた後、著作権審議会というものが発足して、いろいろな問題について対応することになりました、私はその審議会の委員を、昭和四七年以降ずっと三二年間、昨年七〇歳になるまで続けておりました。それでいろいろな立法に参画しまして、自分のやってきた研究の成果が法律になって生きてくるといふ満足感、充実感、それから自分の書いたものが判例として生きる。いろいろな判例に採用され、生きている。その満足感他には味わえない充足感があります。

おそらく民法の中にいたのでは、若造の書いた論文が一部の人の目に止まっても、多くの支持を受けるまでにはなかなかいかな。仮に多くの支持を受けたとしても、それが判例を動かすということはとうてい不可能です。ましてや立法まで行くなどということはほとんどあり得ない。したがって一生懸命やっても結果的には自己満足に終わって

しまうことが多いのではないかと、それが多くの学者ではないかと思ひます。

ところが私はこういう他の人がやらない領域をやっていたおかげでもって、それが立法に生きてくる。法律に生きてくる。そして判例に採用される。まさに自分の勉強が机の上の学問だけではなく、実社会に生きているということ。を味わったということは、自分にとつては本当にありがたい経験だったな。やってよかったなと思つた次第です。これが立法への参画の問題です。

次に教育者としてとちよつとおこがましく書いたのですが、四〇年ほど大学の教壇に立つていろいろ講義をしてまいりました。民法の講義におきましては、先ほどこつと山崎先生からもご紹介がありましたように、できるだけわかりやすく講義をしようということに力を注ぎました。というのは私は学生時代に聞いた講義の大部分が非常にわかりにくかつたんです。わかりにくいというよりも、国立大学の先生方はあの頃はみんなそうかもしれませんが、やる気がない。つまり教育者としての自覚がない。研究者としての自覚がなくて、教育者としての自覚は全くありませんで、講義は嫌々やつてゐる。

教壇に椅子を持つてきて座つて、ほおづえをついてブツブツ小さな声でしゃべつてゐる。前の数人しか聞こえないという講義ですが、試験のときはやたらと辛い。合格者が一割。合格者が一割ですよ。優が一割ではありません。合格者が一割。私はその科目は見事に不可を取りましたけれども、そういったような先生とか、あるいはキンキン声ですつと話をされて、聞くに耐えない。あの頃は二時間の授業でしたけれども、二時間じつと聞いてノートを取る緊張感にこちらが耐えられなくなつてしまふ。だいたいそういうものでした。

ただ、先ほど申しました我妻先生が一週間だけ集中講義で来てくださいます、講義を聞いたんですが、その講義

は非常な名講義でした。担保物権法の講義を一週間にわたって講義をされたんですが、先生は六法全書もノートも何も持ってきてません。足が悪いので松葉杖をつけて教壇に上がりまして、ニコニコ笑いながら、いろいろな身近な例を出して説明するんです。思わず聞きほれてしまう。よくわかるんです。そして一週間たつて気づいたら、担保物権法の最初から終わりまでピチッと講義されている。つまりいろいろあちこちに話題が飛んでいるようでありながら、先生の頭で細かな計算があつて、そして最初の一ページから終わりのページまできちつと一週間で講義をやる。そういう仕組みでやられている。その見事さに、さすが我妻先生だなと思ったわけです。

それからもう一人、鈴木先生という東大の商法の先生がいて、この方は有斐閣の『法律学全集』の第一巻の手形小切手法を書いた先生ですが、その先生がやはりニコニコニコされて、手形のことを紙が紙がと言いながら話されて、それも非常に面白かったです。だから法律というものは難しいから講義は難しいんだというふうに我々は思っていましたけれども、決してそうではない。教え方によってはいくらでもわかりやすく教えることが可能なんだということを知っています。したがって民法の講義の際にもできる限りわかりやすく話をしようという気持ちで落ち込んで、今度こそはうまくやろう、うまくやろうと思いつつここまで来てしまったという感じがするわけです。

ところで講義の中で、著作権のほうですけれども、実は日本レコード協会が著作権思想の普及のために、都内の二つの大学に講座を寄付したいという申し入れがありました。一つは早稲田が引き受ける。もう一つはおたくでどうでしょうかと私のところに来ました。そこでぜひお願いしたいということで、それを引き受けることになったわけです。

年間一〇〇〇万円で向こう三年間ということで三〇〇〇万円出すので、寄付講座でやってほしいということです。

ただ著作権の講座は私が青学に来るときに作ってもらいました。したがってそれはとくに講座の必要はありません。そこで私がかねて考えていました講座を作りたいということで、当時学部長は確か神長先生だと思いましたが、それでも、お願いしまして、それを引き受けることにしました。それは著作権法の講義の前後、前か後か忘れましたが、れども、の時間帯を使いまして、毎回外部の超一流の先生方に来ていただいて、一回読み切りのかたちで講義をする。一つ大きな年間テーマを立てまして、そして毎回違った方に来ていただいて話をしてもらおう。そういう講座ものをやりたい。

本学は青山という地の利がいいところにあるので、ここであればおそらく講師の方も来てくれるのではなからうか。大学は象牙の塔と言われていまして、閉鎖的な社会です。外部との接触があまりない。そこで外部から人を入れて話をしてもらおうことによってその閉鎖的な壁を取り払い、そして何らかの活力を与えるきっかけになるのではなからうかということでした。計画を立てたわけです。

初年度はレコード協会からお金をもらうので、「レコードと法」という年間のタイトルにしまして、それを細く分けまして、レコードが日本に入ってきて、それが普及し始めて、その関連で著作権法とのからみはどうなっていたのか。それから契約関係はどうなっていたのか。それから創作の苦労というものはどうなのかということを、いろいろな方々に来ていただいて話してもらおうというものでした。

計画を立てて実行してみますと、これは学生からのすごい評判でした。毎回違った方が教壇に立つてお話をします。しかもそれが超一流の方々ばかりです。たとえばコンピュータの問題を取り上げたときには、慶応の村井純氏、今教

授ですが、当時は助教授、それから東大の西垣通氏、同じく東大の石田晴久氏、いずれも我が国の超一流のコンピュータ関係の先生です。

そういう先生方に、私は全然面識はないんですけれども、電話一本かけると、まず二つ返事で全員引き受けてくれました。青学の知名度だと、どんな先生でも来てくれるという自信をそのとき持ちました。しかも青山の地では、どんな忙しい先生でも、来て、一時間半なら一時間半講義をして、すぐ他のところへ行ってまた別の仕事ができるわけです。そういう地の利のよさもあるわけです。それを生かしたわけです。

時にはソプラノ歌手も来ました。岡本喬生という有名なバスの歌手も来ました。それから変わったところでは田端義雄、今歌手協会の会長をやっていますが、汚らしいギターを持ってきました、教室で演歌をうなっていました。そういうこともありましたし、とにかく多士済々といひましようか、いろいろな人が来てくれました。通産省、郵政省、文部省の課長クラスの人に三人来てもらって、毎週、お役所の立法政策についての話をしてもらったこともあります。作家にも来てもらいました。作詞家にも作曲家にも来てもらいました。今日ここにいらつしやる夏目さん、文芸家協会の事務局長もやっておられますし、そっちのほうにずいぶん顔が広い方ですが、にも来ていただきました。

とにかく非常に多様な顔ぶれで、毎週違った講義をしたわけです。学生にも大変な評判を呼びまして、先着三〇〇名で履修登録をしたところ、早朝から教務課の前に列を作ったほど大変な騒ぎになりました。初回にはNHKが取材に来てテレビニュースとして流れましたし、朝日新聞にも大きく取り上げられて、青学でこういう新しい講義が始まったということで紹介されたこともありました。

これは毎年テーマを変えまして、ここにありますが「レコードと法」、次の年は「音楽と法」、「メディア文化

と法」ということでやりました。そして、ただ講義をする、聞くというだけですませるのはもったいないということとで、速記者も入れて全部速記録を取りまして、それを本にして、それぞれお世話になった方々に配布するということをやりました。だいたい五、六百ページぐらいのすごい厚いものです。ここの図書館にも全部入っています。

これを三年間やりまして、なお好評であるというので続けてもいいということで、さらに二年間延ばして、結局五年間やりました。もっと続けたかったし、レコード協会側もやってもよろしいということだったんですけど、残念ながらずっと手助けをしてくれました三浦正広君、今日も来ていらつしやいますが、今岡山商科大学の助教授をされていますが、四月から教授ですか、その方が助手としてずっと手伝ってくれたのでできたようなもので、彼がいなくなってしまうしたので、残念ながらこれは五年で打ち止めということになったわけです。

一方ゼミ関係ですが、ゼミは最初に私が来て持ったゼミを一期生、その次を二期生ということで、現在三三期生になつていまして、レジュメに書いておきましたように五五九名というたくさん数になっています。このゼミは初めから私は「和をもって貴しとなす」という聖徳太子の十七条憲法の一節をモットーにしていまして、せっかく大学に入つた以上は一生涯の友だちを作ろうではないか。少なくともこのゼミの中で一生涯の友だちを作ろうではないかというところで、したがってゼミ主催のすべての行事は全員参加を建前、無断欠席は一切許さない。もちろん病気などの場合は仕方がありませんけれども、それも直接私に言つて許可を取つて初めて認められるということで、勉強はもとよりのこと、合宿、コンパ、これはまた頻繁にあるんですが、これもすべて全員参加ということでした。

それがずっと続いて現在に至つております。したがって同期同士非常に仲がいい。今でも卒業しても集まっていますという話をいろいろ聞きます。それから先輩、後輩のあいだも仲がいい。今日も一期の大先輩であります助川ダン

ス教室の助川御曹司が来ていますけれども、彼が東京にいたということで同窓会をきちっと仕切ってくれたおかげもあります。そういうことで現在まで続いているわけです。

三十何年もやっていますいろいろな方がいまして、親子で私のゼミというのが二組います。兄弟でというのもし組います。同期同士で結婚したというのはいくさんいます。先輩、後輩でというのもし結構います。そこまで仲良くなくてくれと頼んだ覚えはないんですけれども（笑）、そこまでなったのも結構いるような次第でありました。これも私の一生の宝だと思っております。

それから非常勤講師としてもずいぶんいろいろな大学に立ちました。レジメに今まで行った大学を書いておきました。長く行ったところもあれば、一年で辞めたところもありますが、これだけの大学に非常勤講師で行っております。中で一、二、エピソードを申しますと、たとえば学習院大学ですが、本学に來た当初ですが、何年間か非常勤で行っていました。法学概論の講義を担当していました。前期の試験をやりまして終わった夏休みでした。その頃は冷房などは我が家にはありませんで、したがって夏の暑いさかり、すててこ一つでうちわをあおいでフーフーいていましたら、玄関でピンポンと音がするわけです。物売りか何かが來たのかなと思って、すててこのまま出ていってドアを開けましたら、そこに立っていたのは、この暑いのにきちっと正装した老紳士でした。

白い手袋をはめて、立派な車で來ている。両手に紫の風呂敷包みを持って立っているわけです。学習院からまいりましたというので侍従が來たのかと思いました。まさにそのような立派な顔をした方です。要するに教務課の職員だったらしいんですけれども、紫の風呂敷に包んでいるので何かと思って広げてみしたら、答案用紙を持ってきたんです。（笑）私はすててこでしたので、本当にあたふたしまして、あれほど驚いたことはありませんでした。後で膨

大な答案用紙を見ていましたら、その中にある宮様の名前を発見しまして、またびっくりしました。だからこそ手袋をはめて持ってきたのかなと思いました。学習院というところは恐ろしいところだなとそのときは思いました。(笑)

それから東京教育大学、現在は筑波大学と言って筑波にありますけれども、その前は都内の大塚のほうにありました。そこに非常勤を頼まれて講義に何年間か行っただんですが、ちょうどその時は教育大学が学生運動を境にかなり左がかったというところで、政府筋にいらまれて廃校になるんです。それで筑波に大学をつくって、そちらに移されるということで、教育大の先生方は大反対して大騒ぎになっていた時期でした。しかし結局政府の力に押されて数年後に廃校になるといときに私が非常勤を頼まれて行っただけです。

廃校になるというものですから、先生方が筑波へ行くのは嫌だということで、辞めて他の大学へ移るんです。もう櫛の歯を引くように今日一人辞める、明日また一人辞めるという状況で、研究室は引越した後でもう全部もぬけの殻なんです。そういう時期に私は非常勤で行ったわけですが、民法の講義で専任の先生方がみんな辞めていなくなってしまうって、結局支えているのは非常勤の先生でした。何十人かの学生はいるわけで、本当に学生はかわいそうでした。専任の先生方は誰もいなくなつて、非常勤の先生だけで支えているわけですから、ちよつとかわいそうだなと思いましたが。結局我々が最後まで、彼らの卒業まで面倒を見たということになったわけです。しかし大学がなくなるといのはちよつとお城が落ちるのと同じような状況かと思えます。非常にさみしい状況でした。

これからの少子化の時代、つぶれていく大学がどんどん出てくるだろうと思います。地方ではそういう大学がもうちらほら出ていると聞いています。おそらくこれから五年後、一〇年後、どんどん淘汰されて少なくなっていくのではなかろうか。本学は負けないで、勝ち組に残ろうということで今一生懸命やっているわけですが、落ちていく大学

の悲惨さ、その場合の学生の気の毒さを私は目の当たりに見てきたので本学は決してこの轍を踏むまいと心に誓ったわけです。

それから司法試験指導関係ですが、これもずいぶん行かされました。答案練習会に呼ばれていっぱい行きました。それからいろいろな大学の法職課程にも呼ばれてずいぶん行きました。したがって今の四〇代、五〇代ぐらいの弁護士とか裁判官で私の名前を知らない人はほとんどいないだろうというぐらい私はあちこちでやっていました。東京だけではなく、大阪にも、名古屋にも行ってやったということもありました。ある予備校からは、大学を辞めてうちの専任になってくれなどと言われたこともありました。

そのときのエピソードとして、予備校が全盛になる以前は大学の法職課程が非常に人気があったわけです。私が最初に呼ばれて早稲田大学の法職課程に行きました際、行って驚いたのは、これよりも大きい教室にびっしり座っていました。五〇〇人ぐらいでしょうか。通路にも全部立っているわけです。そのぐらい大勢の受験生がいました。そこに教壇で私が話をするんですが、肉声を通るんです。しーんとしていました。あれほど気分のいい講義をしたことはないです。超満員。まさに立錐の余地もないというのはあれでして、それが肉声を通るぐらいの静けさで聞いているわけですから、これほど気分のいいものはありません。

ところが始まって三〇分ぐらいたちますと、一斉にカチャカチャカチャと音がするわけです。何かと思っていましたら、みんなテープを持ってきていて、テープに録音するんです。三〇分たったら裏返ししなくてはいけない。それでカチャカチャカチャとやる。一斉です。あれには本当に驚きました。

それから、「これはちよつと余談ですが」と言いましたら、一斉にカチャカチャカチャカチャ。余談なんか取りた

くない。録音なんかしたくないというわけです。(笑) 余談ですがと言った手前、余談を言わなくてはいけないんですが、言えなくなってしまったという、そういう経験もありました。あの頃の司法試験の過熱ぶりはそういうような状況だったということが言えるかと思っています。

さて、社会貢献としてということですが、この四〇年ほどのあいだにいろいろなところに呼ばれて、いろいろな話をしたり、いろいろな役職といましようか、仕事に就かせられたということもあります。レジュメにその一部を書きましたけれども、著作権情報センターの市民講座ということで、全国をいくつかのブロックに分けて市民向けに講義をして歩くというのを、もう二〇年以上ずっとやっております。今年もこの二月には沖縄の那覇に行かなければいけません。

それから複写権センターの理事長などという仕事もさせられております。それから日本テレビ、NTVの放送番組審議会のこれもまた委員長などをさせられていまして、これは檀ふみさんとか、将棋の米長邦雄さんとか、あるいはひところは野球の江川とか、いろいろな方がいます。多様な方がいらっしゃいますので非常に面白い委員会です。とくに日本テレビは、ご承知のように視聴率の不正操作問題をこのあいだやりまして、現在はこの問題の対応に追われているという状況です。普段は番組を指定されまして、この番組を見てください。それでその番組について合評をやるというものでしたが、今回は視聴率の不正操作問題にかかりきりで、当分のあいだは検討するということをやっているところです。

それからなぜか東京国税局のほうから、民法の講義ということではなく著作権の講義をやってくれと頼まれました、これももう一〇年以上やっています。いまだに国税局と著作権とがどういう関係があるのかよく飲み込めていないん

ですけれども、必要なだということをやっております。毎回一五〇名から二〇〇名ぐらいの職員が聞いていまして、これもまたきちっと指導しているせいか、森閑として音もたてないで聞いているという状況でして、一日いっぱいやるといふものです。こういうことも続けてやっているとこです。

学内行政におきましては、図書館長とか、あるいは総研の所長などをさせられましたけれども、降ってわいたように学長に選挙でもってなってしまうた。本当は定年で辞める予定が、学長に選ばれて、何の抱負もなく学長になった人もちよつといないのではないかと思うんですが、なつてからあわててしまったという状況でした。ただ、長いこと青学にお世話になっていきますので、その恩返しの意味で何がしかの仕事ができればなと思ったわけでした、とにかく明るい大学づくり、それから社会に開かれた大学づくり、それから学生を大切に大学づくりを三本の柱に立てて取り組んできたわけです。

たいした能力のある人間ではありませんので、そういう方向に向かって努力すればいいかなと思つていたわけですが、なつたとたんに相模原の問題が浮かび上がつてまいりまして、これを処理しなければいけないことになつたわけです。法人が土地を買ってくれまして、大学に何かに使えというわけです。当然そこには厚木にありましたキャンパスが遠くてみんな非常に難渋していたわけですので、あれを近くに持つてくるのがその一つのねらいであることは確かです。

しかしながら遠くにある厚木キャンパスを相模原に移転をするというだけでは莫大な費用がかかるわりには、単に撤退したという印象しか外部には与えない。これは非常に損なわけです。そこで、そうではなく、青学は二一世紀に大きく進展するんだということを示したかった。そのためには相模原キャンパスには厚木の一、二年生を移すだけで

はなく、何か付加価値をつける必要がある。ではいったいそれは何をするかということで意見を学内に問うたわけだ。

いろいろな意見が出ました。そして最終的に残ったのが、理工学部が全部こぞって相模原に移るということだったわけです。ところがこれは当の理工学部が大反対でした。東京都内から相模原に移るのは都落ちである。都落ちは嫌だというわけです。確かにそういう気持ちもわからないではありません。しかし理工学部の建物は老朽化しています、近く建て替えなければならないというところに来ていました。

狭いところで建て替えをやるというのは大変です。一挙にできないわけです。まっさらなところに建てるのだったら一挙にできますけれども、一棟建てて移って、壊してまた移って、建ててということをやるわけですから、五年も六年もかかる。その間は騒音に悩まされる。精密な実験などはなかなかできないだろう。しかもそうやってやりくりしてできたものは、お金がかかるわりには機能的ないいものができるということはまずない。それよりも新しいキャンパスに自由に絵を描いたほうがいいものができるに違いない。だから移ったほうがいいということで、我々は理工学部の教授会まで行って一生懸命説得したり、いろいろしました。

とにかくこれは全学の各学部の一致した意見でなければその意見は通らないということでそもそもスタートしたから、それに拘束されました、一学部の反対があってもだめなものですから、理工学部に行って説得にあたる。理工学部がやっとオーケーが取れそうだと思ったら、今度は他の学部がどうも雲行きが怪しいぞというものですから、またその学部の教授会へ行って説得するというようなことをいろいろやりまして、結果的には全学一致で相模原キャンパスの移転問題の結論が出た。そのときはとてもうれしかったです。居合わせた職員みんなで万歳して、一緒に飲

みに行きました。そういうこともありまして相模原キャンパスが誕生したわけです。そのときには、今日も来ていらっしゃると思いますが、西澤副学長の大変なご尽力がありまして、先生がいなければあの仕事は完成しなかったのではないかと深く感謝している次第です。

相模原キャンパスがうまくいったということで私は自信を持ちまして、それ以後いろいろな改革問題に着手するこ
とができたわけです。いろいろな改革などを行いました。私は二〇ぐらいの改革ではなかったかと思うんですが、も
つともっとある。三〇ぐらいあるよと言う人もいるので、ちょっとはつきりわかりませんが、とにかくこの四年間で
ありとあらゆるところで改革を行いました。青学はかなり大きく変わったはずです。受験生はこの三年間で一人増
加しました。他の大学は軒並み受験生を減らしているんです。上智でも、慶応も今年は減らしたわけです。ところが
本学は増やしています。こういったような状況が続いているわけです。

しかも最近の外部の評価では、青学は非常に評判がいいです。このあいだリクルート社から出ています雑誌に全国
の何千人という高校生を対象に、どういう大学が好きかということ聞いたアンケート調査が載っていました。その
中に本学が全国の大学の中で六番目以内に入っている。とくに校舎がすばらしいとか、あるいは学生の質がいいとい
う点におきましてはトップです。国立、公立、私立全部を含めてのものです。これが本当に評価していいと思うのは、
親の目で見た大学の評価ではないということです。今いろいろなものに大学の評価が出ていますが、だいたいあれは
親の目で、おとなの目で見た大学の評価です。おとなは昔の大学の評価が頭から抜け切れません。したがって昔はあ
の大学はランクが低かったから今も低いはずだという固定観念でもってとらえていますから、なかなかいい評価を与
えてくれないんです。

ところが高校生になりますと純真です。彼らの目線で大学をどこがいか悪いかを評価しているわけです。そこへいきますと本学は東大なども押しのけてトップクラスに入っているわけです。これは本当にいい評価だと思います。私自身も本学を見ていてまさにそう思っています。先ほど申しましたように、私はいろいろな大学を回って、いろいろな学生と接していますけれども、本学ほどいい大学はない。教員もいいし、学生もいい。これほどいい学生がそろっているところは他にはありません。これは皆さん方は誇りに思ってもいいところだと思います。私は決しておべんちやらで言っているわけではありません。人間的にすばらしいんです。どこの社会に行っても、卒業してどの企業に行っても青学出身者は喜ばれるのはそこにあるんだろうと思います。

私は本学に来て全く後悔はありませんし、今後も、これからどのように生きるかなんてレジュメには書いてありますが、どのように生きたらいいのかわからないので、ただ朝飯を食って、夜は酒を飲んで寝るということで生きるだけかもしれませんけれども、少なくとも本学のために役立つことであるならば何でもしていきたいと思っていますし、まだ著作権関係で残した仕事もあります。実は近く丸善から知的財産権に関する大きな辞典を、私が編集して、たくさんの方にお世話になって作っておりまして、まもなく出ることになっていますし、それから著作権についての大きなコンメンタールを作りたいと考えていまして、これは私一人では、もうこの年ですからとうていできなくなりましたので、全国の学者、実務家を動員してやろうと考えているところです。

本学がますます発展していくことを期待しておりますし、今日私がお話しましたことは、一生懸命やっていれば必ず誰かが手助けしてくれる。誰かが援助の手を差し延べてくれる。私は至るところでそういう経験をしております。ですから人間はやはり誠意が肝心だなと思います。それから他人には絶対負けないというものを何か一つ身につける

ということ。これは生きていく上に絶対に必要だし、自分の自信になることだと思っています。

最終講義としてふさわしい話であったかどうかわかりませんが、格調高い話は私にはできませんので、こういうことでお茶を濁したいと思います。この三十何年間、青山学院大学でお世話になって本当に感謝しております。皆様方にもこれからどうかいい人生を送っていただきたい。青学生としての誇りを持って生きていただきたいと思います。どうも長いことありがとうございました。（拍手）

【江泉】 どうもありがとうございます。花束を先生にぜひという方々がいらつしやいますので、この際どうぞ前に進まれてお渡してください。（拍手）

時間が来てしまいましたけれども、法学部としてはいつも同僚に対して、とりわけ先輩に対して敬意を込めて、またある意味での親しさを込めてさんづけで呼んでいます。半田さん、どうもありがとうございました。（拍手）

奥様、どうぞ皆さんの拍手を受けてください。今日の先生を支えてくださった奥様です。（拍手）